

有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>茨木西高等学校</p>	<p>計量法では電気等の使用量を計量する計量器（子メーター）について、検定証印等の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。</p> <p>行政財産の目的外使用許可を行った食堂の営業及び自動販売機の設置に伴う電気・ガス料金について、計量器（子メーター）により電気等の使用量を計量し、使用者（食堂等業者）から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を使用しているものがあつた。</p> <p>計量器（子メーター）確認日 平成27年11月26日</p> <table border="1" data-bbox="572 871 1368 1087"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気子メーター 1台</td> <td>平成26年11月</td> </tr> <tr> <td>ガス子メーター 1台</td> <td>平成27年9月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	電気子メーター 1台	平成26年11月	ガス子メーター 1台	平成27年9月	<p>検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を新しいものに取替えるなど、必要な是正処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【計量法】</b>                      (使用の制限)                      第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> <p>2・3 (略)</p> </div>	<p>電気子メーターについては、電気工事会社に連絡し、平成27年12月10日に新しい計量器との取替えを行った。</p> <p>また、ガス子メーターについては、有効期限を確認したところ平成27年9月であつたため、平成28年1月14日に新しい計量器との取替えを行った。</p> <p>今後は計量法等を順守し、有効期間を経過することがないように計量器の取替えを実施する。</p>
計量器の種類	有効期間の終期								
電気子メーター 1台	平成26年11月								
ガス子メーター 1台	平成27年9月								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年11月26日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
金剛高等学校	<p>計量法では電気等の使用量を計量する計量器（子メーター）について、検定証印等の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。</p> <p>行政財産の目的外使用許可を行った食堂の営業に伴うガス料金について、計量器（子メーター）により使用量を計量し、使用者（食堂業者）から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を使用していた。</p> <p>計量器（子メーター）確認日 平成27年12月18日</p> <table border="1" data-bbox="676 835 1323 978"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス子メーター 1台</td> <td>平成27年5月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	ガス子メーター 1台	平成27年5月	<p>検定証印等の有効期間を経過した計量器（子メーター）を新しいものに取替えるなど、必要な是正処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【計量法】</b>            （使用の制限）            第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> <p>2・3 (略)</p> </div>	<p>平成28年2月15日に検出証印等の有効期間を経過した計量器を新しいものに取替えた。</p> <p>今後は法令を順守し、計量器の有効期間を定期的に確認し、有効期間を経過することなく取替えを実施する。</p>
計量器の種類	有効期間の終期						
ガス子メーター 1台	平成27年5月						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年12月18日）